

広島県告示第九百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市栗原町、同市久山田町、同市栗原東一丁目、同市栗原東二丁目、同市桜町、同市門田町、同市長江三丁目及び同市東則町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
栗原東二丁目A（二八六三―二）	急傾斜地の崩壊	栗原東二丁目A（二八六三―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
栗原東二丁目A（二八六三―二）	急傾斜地の崩壊	栗原東二丁目A（二八六三―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
向峠B（二八六八）	急傾斜地の崩壊	向峠B（二八六八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
向峠B（二八六八―一）	急傾斜地の崩壊	向峠B（二八六八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
叶丸（二八八〇）	急傾斜地の崩壊	叶丸（二八八〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
叶丸（二八八〇―一）	急傾斜地の崩壊	叶丸（二八八〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
叶丸（二八八〇―二）	急傾斜地の崩壊	叶丸（二八八〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
向山A（二九四〇）	急傾斜地の崩壊	向山A（二九四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
門田B（二九四二）	急傾斜地の崩壊	門田B（二九四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	



上組B (四九五七)	森末 (四九五二)	大地 (四九四)	門田町 (二一四三一一)	門田町 (二一四三三)	向山B (二一三六一一)	門田町 (二一一五)	久山田町 (二二〇五三)	久山田町 (二二〇五一)	久山田町 (二二〇五一)	久山田町 (二二〇五一)	栗原 (一一四八―五)	川上 (一一四八―四)	川上 (一一四八―三)	川上 (一一四八―二)	川上 (一一四八―一)	川上 (一一四八)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
上組B (四九五七)	森末 (四九五二)	大地 (四九四)	門田町 (二一四三一一)	門田町 (二一四三三)	向山B (二一三六一一)	門田町 (二一一五)	久山田町 (二二〇五三)	久山田町 (二二〇五一)	久山田町 (二二〇五一)	久山田町 (二二〇五一)		川上 (一一四八―四)	川上 (一一四八―三)	川上 (一一四八―二)	川上 (一一四八―一)	川上 (一一四八)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり



大迫西川（ 五〇〇一隣 ）	土石流	次の図のとおり	大迫西川（ 五〇〇一隣 ）	土石流	次の図のとおり
東大迫中川 （七八二四 ）	土石流	次の図のとおり	東大迫中川 （七八二四 ）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。